



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等住民訴訟事件

原 告 斎田友雄 外19名

被 告 群馬県知事 外1名

原 告 準 備 書 面 (3)

2005年12月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

外39名



本準備書面において、原告らは、本件住民訴訟における被告らの財務会計行為の違法性について主張するものである。

第1 財務会計行為の違法性について

1 被告らの主張

被告らは、準備書面(5)で、いわゆる1号請求と4号請求に関し、以下のとおり主張している。

- (1) 「原告らの主張は、国の事業である本件計画等の適否を争おうとするもので「住民訴訟制度の趣旨を逸脱した濫用の請求である」(準備書面(5)3項)
- (2) 「原告らの主張には、被告らが財務会計法規上の義務に違反していることの主張がないし、被告らには財務会計法規上の義務違反はない」(準備書面(5)4項)

- (3) 「群馬県には、財産上の損害が発生していないし、損害の発生が相当な確実さをもって予測されない」（準備書面（5）5項）
- (4) 「本件ダム建設事業は不必要であるとの原告らの主張は、財務会計法規上の義務についての主張ではなく失当であり」、また、「原告らが掲げる地方財政法3条2項、4条1項などの規定は、いずれも本件請求の根拠とはなり得ない」（準備書面（5）6項）
- (5) 「本件ダム建設現場は河川環境を悪化させるとの原告らの主張は、財務会計法規上の義務についての主張ではなく失当であり、河川法1条は本件請求の根拠とはならない」（準備書面（5）7項）

2 被告らの主張の誤り

しかし、原告らの主張は、下記第4のとおりであり、本件訴訟は、まさに被告らの財務会計行為上の違法性を主張し、公金支出の差止めと損害賠償請求を求める適切な住民訴訟であって、被告らの主張する上記(1)の点は誤っている。

また、原告らは、本件財務会計行為の違法性について、当該行為に先行する原因行為に違法性が存在し、それが本件財務会計行為に承継されることを主張するものであり、本件訴訟のいわゆる1号請求および4号請求において、被告らが地方財政法3条2項、4条1項に違反することを主張するものであり、これらの規定は法規範性を有し本件訴訟の根拠となるものであるから、被告らの主張する上記(2)ないし(5)の点も誤っている。

以下において、原告らは、被告らによる財務会計行為の違法性について、詳述する。

第2 財務会計行為の違法性と先行行為との関係について

1 住民訴訟の対象は、財務会計行為の違法性に限られる。最高裁判所昭和53年3月30日判決（民集32巻2号485頁）がいうように、この制度の目的が、「地方

財務行政の適正な運営を確保すること」にあるからである。

しかし、財務会計行為の違法性は、当該行為 자체だけについて論じられるものではなく、当該行為に先行する原因行為に違法性が存在する場合に、その原因行為の違法性が財務会計行為に承継されて違法となる場合があり、このことは判例上も認められている。これが、「先行行為の違法性の承継」の問題である。

以下の判例は、いずれも「先行行為の違法性の承継」を認めている。

(1) いわゆる「津地鎮祭事件」に関する最高裁判所昭和52年7月13日判決

(民集31巻4号533頁)は、「公金の支出が違法となるのは単にその支出 자체が憲法89条に違反する場合だけでなく、『その支出の原因となる行為が』憲法20条3項に違反し許されない場合の支出も、また違法となることが明かである。」としている。

(2) 森林組合に関する最高裁判所昭和58年7月15日判決(民集37巻6号849頁)

は、「森林組合に町職員を派遣し、もっぱら組合の事務に従事させることは『法令又は条例に基づかない違法な措置であり、当該職員に対する給与を町予算から負担することができるようするためにこのような違法行為に出た』ものであるから、給与の支払いは違法な公金の支出にあたる。」としている。

(3) 収賄罪で逮捕された市職員を、市長が免職にせずに分限免職にし、退職金を

支給した「川崎市分限免職事件」に関する最高裁判所昭和60年9月12日判決(判例時報1171号62頁)は、「本件条例の下においては、分限免職処分がなされれば当然に所定額の退職手当が支給されることとなっており、『本件分限免職処分は本件退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法』となる。」と判示している。

2 このように、財務会計行為に先行する原因行為に違法性が存在する場合に、その違法性が承継されて当該財務会計行為の違法性をもたらすことは、判例によって認められているところである。ただ、上述した判例は、いずれも原因行為の権限機関

と財務会計行為自体の権限機関とが同一の事例である。

これに対し、原因行為の権限機関と財務会計行為自体の権限機関とが異なった事例についての代表的な判例が、最高裁判所平成4年12月15日判決である（民集46巻9号2753頁）。この判決は、東京都教育委員会が、退職勧告に応じた教頭を1日だけ校長に発令（昇格・昇給）したうえで退職の承認をし、都知事がこの措置に対応する退職金を支給した事例であり（いわゆる「1日校長事件」）、次のように判示している。

「当該職員の財務会計上の行為をとらえて・・・損害賠償責任を問うことがあるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」

「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、・・・地方公共団体の長は（都教育委員会の）『右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合』でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を探るべき義務があり、これを拒むことは許されない。」

「1日校長事件」の最高裁判所判決は上記のとおり判示し、原因行為の違法性が財務会計行為に承継される基準として、

- ア 原因行為となる処分が、著しく合理性を欠いていること
 - イ そのために、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在していること
- を明示している。

また、「徳山ダム事件」に関する岐阜地方裁判所平成15年12月26日判決（判例時報1859号43頁）は、上記「1日校長事件」の最高裁判決をふまえて、「本件のように、内閣総理大臣が閣議決定を経てフルプランを決定し、同決定に基づいて建設大臣が事業実施方針を策定してこれを公団に指示し、同指示に基づいて

公団が事業実施計画を策定して建設大臣の認可を受け、建設事業者の負担については岐阜県の同意を得た上で、公団が岐阜県に対して本件負担金の納付通知を発したという事案においては、『上記納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに岐阜県の健全な財政運営の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に本件負担金の支出命令及び支出が違法となる。』

また、上記納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に被告岐阜県知事及び同岐阜県出納長は本件負担金を支出してはならない義務を負うと解するのが相当である」と判示している。

第3 本件ダムの法律上の位置付けについて

本件ダムの河川法及び特定多目的ダム法（以下、「特ダム法」という）に基づく位置付けは、下記のとおりである。

1 本件ダムの河川法上の位置付け

ア 昭和24（1949）年2月、旧河川法に基づき、建設省は、カスリン台風による被害（昭和22年9月）を踏まえ、利根川改修改訂計画を策定した。

イ 昭和40（1965）年4月、河川法新法が施行され、同法9条1項及び2項に基づき、一級河川である利根川水系の河川管理者である建設大臣は、利根川水系工事実施基本計画（乙12）を定め、従前の利根川改修改訂計画は、この基本計画として引き継がれた。

ウ 平成4（1992）年4月7日、利根川水系工事実施基本計画の第5回改訂が行われ、この改訂において、八ツ場ダムの建設が同基本計画の中に位置づけられた。

なお、後記のとおりこれに先立ち、昭和61（1986）年7月、建設大臣は、特ダム法に基づく八ツ場ダムの建設に関する基本計画を策定している。

エ 平成7（1995）年3月30日、現行の利根川水系工事実施基本計画（第8

回改訂）が策定された。

オ その後の平成9（1997）年法律第69号による改正後の河川法16条1項及び16条の2第1項に基づき、河川管理者には、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を定めておかなければならない義務があるところ、同改正から8年を経過した現在も、利根川水系については、これらが定められていない。

なお、同改正附則により、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が定められるまでの暫定措置として、改正前河川法により定められた「工事実施基本計画」の一部を、政令に基づき、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」とみなすこととされている。

2 本件ダムの特ダム法上の位置付け

本件ダム建設基本計画が告示されるに至った経緯は以下のとおりである。

ア 昭和37（1962）年4月27日、建設大臣は、水資源開発促進法3条1項に基づく「水資源開発水系」として利根川水系を指定した（同年同月30日総理府告示）。

イ 建設大臣は、昭和37（1962）年8月17日閣議決定を経て、同法4条1項に基づき、利根川水系における「水資源開発基本計画」を決定した。

ウ 昭和49（1974）年12月24日、建設大臣は、同法3条1項に基づく「水資源開発水系」として荒川水系を指定した（同年同月27日総理府告示）。

エ 建設大臣は、昭和51（1976）年4月16日閣議決定を経て、同法4条1項に基づき、利根川水系及び荒川水系における「水資源開発基本計画」（以下、この計画を「第3次フルプラン」という）を決定した。

本件ダム建設事業は、第3次フルプランの中に位置付けられ、その事業目的は、洪水調節、群馬県及び下流地域の都市用水等を確保すること等とされた。

オ 昭和60（1985）年11月9日、群馬県および関係4都県等が、特ダム法15条に基づき、建設大臣に対し、本件ダム使用権の設定申請を行った。

カ 昭和61（1986）年3月31日、建設大臣が、特ダム法4条4項に基づき、関係都県等に対し、立案した建設設計画案に対する意見照会を行ったのに対し、群馬県を含む関係県等が、異議がない旨を回答した。

キ 昭和61（1986）年7月10日、建設大臣は、特ダム法4条5項に基づき、本件ダム建設に関する基本計画（当初の計画）を告示した。

この当初計画では、建設費用等について、以下のとおり定められていた。

- ① 建設費用概算額 約2110億円
- ② 河川法63条等に基づく負担額（国、1都5県） 1000分の525
- ③ 特ダム法7条1項に基づく負担額 1000分の475
(ダム使用権設定予定者である都県等の負担割合も決定)

ク 建設大臣は、水資源開発促進法4条5項・1項に基づき、利根川水系及び荒川水系における「水資源開発基本計画」（第3次フルプラン）を変更し、第4次フルプランを決定した（昭和63年総理府告示）。

第4次フルプランにおいて、本件ダム建設事業の事業目的は、洪水調節、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保すること等に変更された。

ケ 平成13（2001）年9月27日、国土交通大臣が、特ダム法4条5項に基づき、本件ダム建設の基本計画を変更して告示した（第1回変更。完成予定期間を昭和75年度（2000年度）から平成22年度（2010年度）に変更）。

コ 平成15（2003）年11月11日、国土交通大臣が、特ダム法4条4項に基づき、関係都県等に、本件ダム建設の第2回計画変更について、意見照会を行い、群馬県知事は、議会の同意議決を経て、平成16年（2004年）6月18日、第2回計画変更に異議がない旨を回答した（乙59）。

サ 平成16（2004）年9月28日、国土交通大臣が、特ダム法4条5項に基づき、本件ダム建設の基本計画を変更して告示した（第2回変更）。

第2回変更の結果、建設費用概算額が約4600億円とされたほか、河川法に

基づく国、関係都県の負担額（負担割合）、特ダム法に基づく関係都県の負担額（負担割合）も一部変更された。

第4 群馬県における本件各負担金とその支出等の違法性について

1 河川法60条に基づく負担金〔請求の趣旨第3項（1）〕について

（1）群馬県における河川法60条1項に基づく負担金の支出

ア 負担の根拠等について

河川法59条は、一級河川の管理に要する費用は国の負担とすることを原則としつつ、同法60条1項は、都道府県に対し、「その区域内における一級河川の管理に要する費用」、すなわち当該都道府県の区域内の河川管理施設の建設費用等の一定割合を負担すべきものとし、同法63条1項は、「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる」としている。

そして、河川法64条1項、同法施行令38条1項に基づき、国土交通大臣は、同法60条1項又は63条1項に基づき都府県が負担すべき費用について、各都府県に対し、その費用（負担金）の額を納付すべき旨を通知し、各都府県はこれを納付しなければならないとされている。

イ 納付通知

国土交通大臣は、被告群馬県知事に対し、以下のとおりの各文書により、各納付期限を定めて、河川法60条1項に基づく負担金を納付すべきことを通知した。

（ア）平成15年8月8日付文書（乙73）	139万8000円
（イ）平成15年11月17日付文書（乙74）	171万4000円

(ウ) 平成16年2月10日付文書(乙75)	1313万5000円
(エ) 平成15年8月22日付文書(乙76)	139万8000円

なお、上記（イ）と（ウ）に金額については、地方負担金との精算及び過年度過払い分との調整により差引負担額はいずれも0円となっており（被告準備書面（3）第3、1、（1）、ア）平成15年度における最終的な負担額は、（エ）の金額である。

また、平成16年度においては、平成16（2004）年9月9日までの間に河川法60条1項に基づく負担金の支出は群馬県についてはなかった。

ウ 負担金の支出

大臣からの上記各納付通知を受けて、群馬県では、支出負担行為及び支出命令を行う本来的最終的権限を有する被告群馬県知事（地方自治法149条2号、232条の4第1項）から、権限を委ねられた群馬県土木部監理課長による平成15（2003）年8月27日付支出命令によって、上記イ（エ）の負担金の支出を行った（乙79）。

以上の結果、群馬県が国に支払った河川法60条1項に基づく負担金の額は、平成15年度分で139万8000円である。

（2）被告群馬県知事による負担金の支出が違法であることについて

ア 原告らが違法と主張する財務会計上の行為について

原告らは、被告群馬県知事が河川法60条1項に基づき、本件ダム建設費用等の治水負担金として、国土交通大臣の通知を受けて行う支出（支出負担行為、支出命令及び支出）が違法であると主張するものである。

イ 違法の根拠「先行行為である納付通知の違法性とその承継」

（ア）この点について、被告らは、上記群馬県による支出は、国土交通大臣による納付命令に基づき行うものであるから、群馬県としては、これに従わざるを得ず違法ではないかのような主張をしている。

（イ）たしかに、上記支出は、直接には大臣による納付通知を受けて行うもので

ある。しかし、納付通知という群馬県とは別機関である国土交通大臣による先行行為を原因として、これに基づき群馬県が行う公金の支出についても、先行する納付通知が「著しく合理性を欠き」、地方自治体の「予算執行の適正確保の見地から看過しえない」程度の瑕疵がある場合には、当該納付通知は、地方自治体に対する拘束力を有しないのである（前掲「一日校長事件」の最高裁判決の判断基準）。

したがって、本件納付通知が著しく合理性を欠き、群馬県の予算執行の適正確保の見地から看過しえない程度の瑕疵がある場合には、群馬県には、かかる納付通知に従うべき義務はなく、かえって拒否すべき財務会計上の義務があるから（前掲「徳山ダム事件」の岐阜地裁判決）、かかる義務に違反してなされる負担金の支出は、地方財政法4条に違反するものである。

なお、群馬県には、負担金支払義務を免れるために、国を被告として、負担金債務のないことの確認請求訴訟を提起する等の方策もある。

ウ 国土交通大臣による納付通知が著しく合理性を欠くことについて

(ア) 訴状でも指摘したとおり本件ハッ場ダム建設事業には、必要性がないほか、有害でさえあるので、かかる事業のために必要な費用の負担を群馬県に求める納付通知が著しく合理性を欠くことは明らかである。

① 本件ハッ場ダムが建設されても、群馬県をはじめとする関係都県への治水上の利益はない。

本件ハッ場ダムは、降雨確率で200年に1度の割合で来襲した昭和22（1947）年9月の時のいわゆる「カスリン台風」規模の洪水に備える為に計画されたものである。しかし、計画の前提となる降水量、基本高水（きほんたかみず）などに根本的疑問があるばかりでなく、周辺の森林伐採が進行していた当時の状況とは異なり、その後の大雨の降水によっても流水は少なくなっているのが現実である。仮に300mmの降雨があつても、毎秒2万立方メートル以上の洪水が起こることはなく、本件ダムは

治水上不必要的ものである。

- ② また、本件ハッ場ダム事業は、治水上の利益がないばかりか、利水上の必要性もない。

高度成長期以後、長期の水需給計画では、10年ごとに水需要が増え続けるとして、巨額の資金を投入してダム建設が行われてきた。しかし、水需要はそれほど増加せず、逆に減る傾向にあり全国的にも水余りの状態となっている。

本件ダム計画は、高度成長期の水需要を前提にして作成された「ウォータープラン2000」のもとで策定されたもので、その具体化が「利根川第4次フルプラン」である。しかし、水需要は下降線をたどっており、これから的人口の減少、節水器具の普及等により水余り現象は続くから、本件ダムは利水上の必要性も欠いている。

- ③ さらに、本件ダム建設予定地については、地盤の危険性が存在している。

吾妻川中流部の深い谷は、40万年以上の期間をかけて川の流れが岩盤を削って造りあげた自然の造形である。しかし、この時間の経過の中で、上部の岩盤が削り取られた為に深部の岩盤が浮き上がり（リバウンド）、川の両岸の岩盤には水平的な亀裂（シーティング摂理）が無数に発達している。

国の技術規準（河川砂防技術基準）では、ダムサイトの安全規準として、重い堰堤を支え、また、堰堤を介して貯水池の水圧等を受けとめる岩盤には相応の強度を求め、かつ岩盤は水をほぼ通さないものが必要としている。

本件ダムサイト周辺の岩盤は透水性が高く、基準値の数倍から数百倍という数値を示している。また、ダムサイト左岸には「じょう乱帶」という変質したもろい岩盤帯が存在し、右岸上流には温泉の熱で変質した岩とはいえない状態の地質が広く広がっている。

したがって、本件ダムサイトの地盤の安全性は保障されておらず、その

上、左岸の林地区や右岸の横壁地区などに湛水地滑りの危険性も存在している。

④ 以上に付け加えて、吾妻川に流れ込む強酸性の水質を改善するため投入されている中和生成物の堆積等により堆砂が早期に進行しダムとしての役割が早期に失われてしまうこと、日本でも有数な自然の宝庫といえる建設予定地周辺の貴重な環境について詳細かつ継続的な調査を行わずにダムを建設することによって環境の破壊をもたらすこと、本件ダム建設により生活の場を奪われる人たちに対する生活再建のめどがたっていないこと等の問題も存在している。

そのため、ダム建設事業としての必要性がないばかりか、建設費用等がどこまで増加するか予測不可能な事業であって、ダム建設が完了してしまった場合には回復不可能な経済的、社会的損失をもたらす有害な事業であって、かかる事業に、公金支出を行うことは、地方財政法4条に違反するものである。

なお、治水及び利水上の必要性等の点については、さらに主張立証を補充する予定である。

(イ) 適時政策再評価・反映義務違反（政策見直し義務違反）

① 行政機関には、適時に政策を再評価し、再評価に基づく結果を政策に反映させるべき義務があるが、国土交通大臣は、下記②以下のとおり、かかる義務に著しく違反して、上記各納付通知を行っているから、その各納付通知は、著しく合理性を欠くものである。

政策遂行主体である行政機関に、かかる適時政策再評価・反映義務（政策見直し義務）があることについては、相模大堰住民訴訟に関する横浜地方裁判所平成13年2月28日判決（判例地方自治255号54頁）が、事業主体に水需要予測についての「予測過程再検討義務」があることを認めておりほか、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（2001年法

律第86号、2002年4月1日施行。以下「政策評価法」。)の明文によって確認されているところである。

② 政策評価法による政策の評価・反映義務の内容規定は、以下のとおりである。

「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」(同法3条1項)。

同法における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう」とされている(同法2条2項)。

したがって、水資源開発基本計画(フルプラン)、河川整備計画、ダム建設基本計画それ自体(これは、「行政目的実現のための一連の行為」にあたる)はもとより、計画策定の前提となる「方針・方策」等も、同法の「政策」に該当する。

また、同法により適時に把握すべきとされている「政策効果」とは、「当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」をいうと規定されている(同法3条1項)。

そして、同法3条2項は、政策評価の客觀性、厳格性を確保するため、

- i 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること
- ii 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ることを要請している。

つまり、本件ダムを建設することによる「政策効果」が果たして存在す

るのか、仮に治水・利水上の「必要性」が利根川水系内にあっても、本件ダム建設について、当該建設に対応する「必要性、効率性、有効性」が存在するのか、ということを、定量的かつ専門的に解明することが、同法に基づく政策評価の内容である。

そして、このような政策評価は、「適時に」なされることが法律上要請されているのである。

③ 本件八ッ場ダム建設事業について、国土交通大臣が再評価を行う際の基準となるべきものとしては、まず平成9年改正河川法である。

すなわち、同改正法により、河川法の目的が変更（河川環境の整備・保全を含む総合的管理）され、かつ従前の「工事実施基本計画」制度に代えて、河川整備基本方針（16条 改正）及び河川整備計画（16条の2新設）の2本建てで計画規制を行うこととされたにもかかわらず、本件八ッ場ダム建設計画を含む利根川水系については、その後、8年を経過した現在まで、基本方針、整備計画のいずれも定められていない（なお、1998年1月23日次官通達では、「速やかに策定するものとする」としている。）。

たしかに、前記のとおり平成9年改正法付則2条の規定により、従前の「工事実施基本計画」の一部が、改正法上の「基本方針」とみなされることになっているので、形式上は、河川法違反の状態とはなっていないといえるが、しかし、河川整備計画は、

i 河川の具体的な整備の姿がどのようなものなのかを関係地域に明らかにする必要

ii 治水、利水及び環境の調和のとれた河川整備を進める必要

iii 河川の維持を含めた河川整備の全体像を示す必要

のために存在するとされている（1998年1月23日河川局長通達）ところ、このような考慮事項が政策に反映されていない、という実質的問題

が積み残され続いているのである。

④ 以上の平成9年河川法改正に対応することができないまま、国土交通大臣は、平成15（2003）年11月11日、本件ハッ場ダムの当初予定の建設事業費概算額約2110億円を、約4600億円へと大幅に増額する変更計画案を立案して、関係都県に対する意見照会を行った。

しかし、国土交通大臣は、かかる大幅な事業費増額を立案する際に、政策評価法に基づき、本件ダム建設に関する基本計画の「必要性、効率性、有効性」を適切に評価することを怠った。

⑤ 以上のとおり、国土交通大臣が、少なくとも、平成9年改正河川法施行後、ないし、平成15年11月の本件ハッ場ダム建設計画の事業費概算額の大幅増額を立案する際に、政策評価法に基づき、本件ハッ場ダムの建設計画について、「必要性、効率性、有効性」を適切に評価し、その評価結果を政策に反映すべき義務を果たしていれば、前記のとおり治水上、利水上などの問題点がある本件ハッ場ダム建設計画は、当然、見直されたはずである。

ところが、国土交通大臣が、かかる義務を怠って、漫然と、群馬県に対して行った前記各納付通知は、著しく合理性を欠くものであることが明らかである。

エ 以上のように、国土交通大臣による納付通知が、ダム建設の必要性を欠き、政策見直し義務違反のものであって著しく合理性を欠くものであるから、そのために、予算執行の適正を確保するという見地から看過することのできない瑕疵が存在していることも明らかなところである。

オ なお、国土交通大臣による納付通知が著しく合理性を欠くことについては、訴状及び本準備書面で主張したとおりであるが、原告らは、今後、さらにその不合理性を主張立証する予定である。

2 特ダム法7条1項に基づく負担金〔請求の趣旨第1項（1）〕について

（1）群馬県における特ダム法7条1項に基づく負担金の支出

ア 負担の根拠等について

特ダム法7条1項に基づき、ダム使用権の設定予定者は、当該ダム建設費用の一部を負担しなければならないこととされている。

そして、この負担金については、特ダム法施行令9条、11条の3及び11条の5に基づき、国土交通大臣は、ダム使用権設定予定者に対し、毎年度、当該年度の事業計画に応じて負担金の額を定め、当該年度の資金計画に基づいて納付期限を定めて通知して、徴収することとされている。

イ 納付通知

平成15年度、同16年度の負担金について、国土交通大臣は、本件ハッ場ダム使用権設定予定者である群馬県に対し、両年度とも、それぞれ4月1日付け文書により、四半期ごとに納付すべき金額と時期（6月下旬、8月下旬、11月下旬、2月下旬）を通知した（乙87、88、122、123）。

平成15年度については、大臣は、群馬県に対し、平成16年（2004年）2月3日付け文書により、負担金額を増額して、増額分を、3月下旬までに納付するように通知した（乙89、90）。

また、平成16年度については、大臣は、群馬県に対し、平成16年11月15日付け文書により、第4四半期の負担金額を増額し納付期限を変更して納付を求めた（乙124、125）。

ウ 負担金の支出

大臣からの上記通知を受けて、群馬県では、被告群馬県企業管理者が、平成15年度、同16年度とも、上記通知に従い、負担金を国に支払った（平成15年度について乙112～121、平成16年度について乙143～150）。

群馬県が国に支払った負担金の額は、平成15年度分が8億8575万6000円、平成16年度分が8億7244万4000円である。

(2) 被告群馬県企業管理者による本件負担金の支出が違法であることについて

ア 原告らが違法と主張する財務会計上の行為について

原告らは、被告群馬県企業管理者が、本件ダム建設費用等の負担金として、国土交通大臣の通知を受けて行う支出（支出負担行為、支出命令及び支出）が違法であると主張するものである。

イ 違法の根拠「先行行為である納付通知の違法性とその承継」

① この点についても、被告らは、上記支出は、国土交通大臣による納付命令に基づき行うものであるから、群馬県としては、これに従わざるを得ないかのような主張をしている。

しかし、この点については、本準備書面第4、1、(2)、イ（イ）において述べたとおり、納付通知という群馬県とは別機関である国土交通大臣による先行行為を原因として、これに基づき群馬県企業管理者が行う公金の支出についても、先行する納付通知が「著しく合理性を欠き」、地方自治体の「予算執行の適正確確保の見地から看過しえない」程度の瑕疵がある場合には、当該納付通知は、地方自治体に対する拘束力を有しないのである（前掲「一日校長事件」の最高裁判決の判断基準）。

したがって、本件納付通知が著しく合理性を欠き、群馬県の予算執行の適正確確保の見地から看過しえない程度の瑕疵がある場合には、群馬県企業管理者には、かかる納付通知に従うべき義務はなく、かえって拒否すべき財務会計上の義務があるから（前掲「徳山ダム事件」の岐阜地裁判決）、かかる義務に違反してなされる負担金の支出は、地方財政法4条に違反するものである。

② また、たしかに、被告群馬県企業管理者による上記支出は、直接には大臣による納付通知を受けて行うものであるが、そもそも、その納付通知は、被告群馬県企業管理者による本件ダム使用権設定申請に基づき、群馬県が、本件ダム使用権設定予定者の地位を得ていることによるものである。

したがって、被告群馬県企業管理者は、本件ダム使用権設定申請を取下げ

ることによって、容易に、群馬県にとって必要のない本件ハッ場ダム建設費用の負担を免れることができるのである。

そして、下記のとおり、上記支出は、地方財政法等に違反するものであるから、被告群馬県企業管理者には、財務会計上の義務として、ダム使用権設定申請を取り下げ、あるいは、大臣の納付通知による負担金の納付をしないことにより（なお、既に訴状で主張しているとおり、納付をしない場合には、特ダム法16条2項2号により、当然にダム使用権設定申請は却下される。）、大臣の納付通知による負担金支払義務を免れるべき義務があるにもかかわらず、かかる義務に違反して、その支出を行い、かつ、行おうとしているのであるから、かかる支出が違法であることは明らかである。

ウ 国土交通大臣による納付通知が著しく合理性を欠くことについて

この点も、本準備書面第4、1、(2)、ウで述べたとおりであるが、以下の点を付け加えて主張する。

(ア) 利水上の必要性がないことについて

① 本件ハッ場ダムにより貯留される予定の吾妻川の流水を、群馬県が利水上利用する必要は全くないのであるから、そのダム使用権の設定を受ける必要も全くない。

にもかかわらず、被告群馬県企業管理者が、本件ダム使用権設定申請を行って、ダム使用権設定予定者の地位を得て、本件ダム建設費用のための負担金を支出することは、必要のない水を買うために公金を支出することとなるから、必要がない経費の支出を禁じた地方財政法4条に違反するものである。

② また、群馬県においては、既に大幅な水余りが生じているから、本件ハッ場ダムにより貯留される流水について、群馬県の利水のために権利を確保する必要は全くなく、また、確保した水を売ることができる見込みは全くない。

にもかかわらず、本件ハッ場ダム建設のために支出を行うことは、売れる見込みのない水を確保するために経費負担を行うこととなるから、地方財政法3条2項、地方公営企業法17条の2第2項に違反するものである。

(イ) 適時政策再評価・反映義務違反（政策見直し義務違反）

群馬県が本件ハッ場ダム使用権設定申請を行ったのは、前記のとおり昭和60（1985）年11月9日のことであるが、被告群馬県企業管理者には、当初申請時のみならず、その後の状況変化等に応じて、本件ハッ場ダムによる利水上の権利を確保する必要があるとする群馬県の当初の政策判断を、隨時、適時に再度評価し、かかる再評価に従って、その評価結果を群馬県の政策に反映すべき義務があるところ、被告群馬県企業管理者は、かかる義務（政策見直し義務）に違反して、漫然と、上記支出を行っている点でも、上記支出は違法と評価されるべきである。

3 水源地域対策特別措置法に基づく負担金〔請求の趣旨第1項（2）〕について

(1) 群馬県における水源地域対策特別措置法に基づく負担金の支出

ア 水源地域対策特別措置法（以下「水特法」）は、ダム建設によって水没その他生活条件等の著しく変化する地域の生活環境、産業基盤等を整備する必要に対処するため水源地域整備事業を行うこととし、同事業の費用の一部を利水予定者や、治水効果を享受する地域を含む地方公共団体に負担させることができるものとしている（水特法12条）。

イ 本件ハッ場ダムは、昭和61（1986）年3月に水特法に基づく指定ダムとなり、平成7（1995）年12月、同法4条4項に基づき、国土交通大臣が、本件ハッ場ダムに係る水源地域整備計画を公示した。

ウ 水特法12条に基づき、群馬県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都と、平成8（1996）年2月22日付で水源地域整備事業に関する協定書（乙36）及び覚書（乙37）を締結した。

エ 上記協定書及び覚書に基づき、群馬県は、各年度ごとに、その負担率に応じて、下流受益者負担金を支払うこととされた。

オ また、群馬県では、上記負担金について、被告群馬県知事と被告群馬県企業管理者及び藤岡市との間で、平成8（1996）年2月22日付け覚書（乙38）を締結し、群馬県の負担分の50分の45を被告群馬県企業管理者が負担し、残りの50分の5を藤岡市が負担することとなった。

したがって、群馬県知事が所管する一般会計から、本件負担金に対する支出はない。

カ 群馬県における平成15年度負担金額の決定と支出

（ア）被告群馬県企業管理者は、群馬県から事業計画についての協議を受けて、平成14（2002）年8月12日、これに同意した（乙152）。

その後、2度の変更等協議があり、平成15（2003）年12月5日の協議と同意により、被告群馬県企業管理者が負担すべき金額は、1億0026万7200円となった（乙155ないし158）。

（イ）支出

群馬県知事から被告群馬県企業管理者に対し、平成15（2003）年9月10日及び平成16（2004）年1月13日付け各文書により、負担金の請求があった（乙161ないし164）。

これを受けた被告群馬県企業管理者は、各請求に応じた各支出命令を行い、群馬県に対する各支払を行い（乙165ないし168）、その支払合計金は1億0026万7200円である。

キ 群馬県における平成16年度負担金額の決定及び支出

平成16（2004）年4月1日から同年9月10までの間に、被告群馬県企業管理者による本件負担金の支出がなかった。

（2）被告群馬県企業管理者による負担金の支出が違法であることについて

ア 原告らが違法と主張する財務会計上の行為について

原告らは、上記1都4県間の協定（乙36）、覚書（乙37）ないし今後各年度ごとに行われる予定の群馬県知事と被告群馬県企業管理者との間の負担金に関する協議と同意に基づき、被告群馬県企業管理者が、各行う支出負担行為、支出命令及び支出が違法であると主張するものである。

イ 違法の根拠

本件ハッ場ダム建設事業は、利水上及び治水上の必要性がないばかりか、中和生成物の堆積等により堆砂が早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱さ等から安全性が確保されていないこと、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等の問題がある。

そのため、ダム建設事業としての必要性がないばかりか、建設費用等がどこまで増加するか予測不可能な事業であって、ダム建設が完了してしまった場合には回復不可能な経済的、社会的損失をもたらす有害な事業である。

したがって、被告群馬県企業管理者が、上記各負担金の支出を行うことは、必要がない経費の支出を禁じた地方財政法4条に違反するものである。

ウ 1都4県の協定・覚書ないし年度ごとの協議と同意について

（ア）被告群馬県企業管理者による上記負担金の支出は、1都4県の協定ないし覚書に基づくものではあるが、かかる協定ないし覚書自体によって、被告群馬県企業管理者が、直接、具体的な負担金支払債務を負うこととなるものではない。

したがって、被告群馬県企業管理者は、かかる協定ないし覚書が締結されても、上記負担金の支払い義務を負うものではなく、その負担を拒否することができる。

（イ）仮に、上記協定ないし覚書に基づき、被告群馬県企業管理者が負担金支払債務を負担することとなるとしても、上記協定ないし覚書を締結した各当事者においては、本件ハッ場ダム建設事業が、群馬県にとって必要なない事業であることを当然知っており、または、知り得べきであるから、上記協定な

いし覚書は無効であり、被告群馬県企業管理者は、その拘束を受けることはない（昭和62年5月19日最高裁判決、判例時報1240号62頁参照）。

(ウ) また、上記負担金債務は、各年度ごとの群馬県知事と被告群馬県企業管理者との協議と同意により具体化するものであるところ、本件ハッ場ダム建設事業が、前記のとおり必要性がなく、有害なものである以上、被告群馬県企業管理者には、必要のない経費負担を禁じた地方財政法4条ないし前記適時政策再評価・反映義務（政策見直し義務）に基づく財務会計上の義務として、群馬県からの協議を拒否すべき義務があるから、かかる義務に違反してなされた同意に基づく負担金支払債務は違法ないし無効である。

エ また、上記負担金債務が発生するそもそもの原因は、国土交通大臣による本件ハッ場ダム建設設計画にあるところ、同建設設計画を行うとする政策自体が著しく不合理であることは前記のとおりであるから、同計画を前提とする1都4県協定及び覚書も著しく不合理なものであって、被告群馬県企業管理者は、かかる協定及び覚書に拘束されるものではない。

4 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の負担金〔請求の趣旨第1項(3)〕について

(1) 群馬県における財団法人利根川・荒川水源地域対策基金への負担金の支出

ア 昭和51（1976）年12月22日、水没関係住民の生活再建対策と振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行うことにより、ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを目的として、国及び1都5県が、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「本件基金」）を設立した（乙63）。

イ 平成2（1990）年8月1日、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び本件基金は、本件基金による事業経費の各都県の負担割合の合意等を内容とする協定書を締結した（乙39。以下「本件基金協定」）。

ウ また、群馬県では、上記負担金について、群馬県知事と被告群馬県企業管理者との間で平成2（1990）年8月1日付協定書（乙40）を締結し、また、群馬県知事と藤岡市長との間で同年9月20日付協定書（乙41）を締結し、被告群馬県企業管理者が1000分の900を負担し、藤岡市が残りの100分の100を負担することとした。

したがって、群馬県知事が所管する一般会計から、この負担金を支出することはない。

エ 群馬県における平成15年度負担金額の決定と支出

（ア）群馬県は、関係都県及び本件基金との間で、本件基金協定3条に基づき、平成15（2003）年5月2日付け「ハッ場ダム平成15年度細目協書」を締結して（乙68）、群馬県の負担金を1490万7090円とすることを合意した。

（イ）本件基金からその負担率に応じた本件負担金の請求を受けた群馬県は、被告群馬県企業管理者に対し、平成15（2003）年7月2日付け請求書（乙169）、同年12月2日付け請求書（乙170）で、平成15年度分の負担金を請求した。

（ウ）被告群馬県企業管理者は、上記各請求に応じて、本件基金への本件負担金の支出命令を行い、その支払いが行われた（乙172、173、175、176）。

その後、本件基金による平成15年度実績報告に基づく還付金があり、最終的に平成15年度の被告群馬県企業管理者の負担金額は、1029万9766円となった（乙174、177）。

オ 群馬県における平成16年度負担金額の決定と支出

（ア）群馬県は、関係都県及び本件基金との間で、本件基金協定3条に基づき、平成16（2004）年5月20日付け「ハッ場ダム平成16年度細目協定書」を締結して（乙69）、群馬県の負担金を2488万1220円とするこ

とを合意した。

- (イ) 本件基金からその負担率に応じた本件負担金の請求を受けた群馬県は、被告群馬県企業管理者に対し、平成16年7月6日付け請求書(乙178)、同年12月6日付け請求書(乙179)で、平成16年度分の負担金を請求した。
- (ウ) 被告群馬県企業管理者は、上記各請求に応じて、本件基金への本件負担金の支出命令を行い、その支払いが行われた(乙181, 182, 184, 185)。

その後、本件基金による平成16年度実績報告に基づく還付金があり、最終的に平成16年度における被告群馬県企業管理者の負担金額は、2083万3232円となった(乙183, 186)。

(2) 群馬県による本件負担金の支出が違法であることについて

ア 原告らが違法と主張する財務会計上の行為について

原告らは、本件基金協定(乙39)及び同協定に基づき今後各年度ごとに行われる予定の負担金に関する細目協定(既に行われた平成15年度及び平成16年度の協定は乙68, 69)に基づき、被告群馬県企業管理者が行う各支出負担行為、支出命令及び支出が違法であると主張するものである。

イ 違法の根拠

本件八ッ場ダム建設事業は、利水上及び治水上の必要性がないばかりか、中和生成物の堆積等により堆砂が早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱さ等から安全性が確保されていないこと、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等の問題がある。

そのため、ダム建設事業としての必要性がないばかりか、建設費用等がどこまで増加するか予測不可能な事業であって、ダム建設が完了してしまった場合には回復不可能な経済的、社会的損失をもたらす有害な事業である。

したがって、群馬県企業管理者が、上記各負担金の支出を行うことは、必要

がない経費の支出を禁じた地方財政法4条に違反するものである。

ウ 本件基金協定ないし年度ごとの細目協定について

(ア) 被告群馬県企業管理者による上記負担金の支出は、本件基金協定に基づくものではあるが、かかる協定自体によって、被告群馬県企業管理者が、直接、具体的な負担金支払債務を負うこととなるものではない。

したがって、被告群馬県企業管理者は、本件基金協定が締結されていても、上記負担金の支払い義務を負うものではなく、その負担を拒否できる。

(イ) 仮に、本件基金協定に基づき、被告群馬県企業管理者が負担金支払債務を負担することとなるとしても、上記協定を締結した各当事者においては、本件ハッ場ダム建設事業が、群馬県にとって必要のない事業であることを当然知っており、または、知り得べきであるから、上記協定は無効であり、被告群馬県企業管理者は、その拘束を受けることはない（昭和62年5月19日最高裁判決、判例時報1240号62頁参照）。

(ウ) また、上記（負担金債務は、各年度ごとの細目協定により具体化するものであるところ、本件ハッ場ダム建設事業が、前記のとおり必要性がなく、有害なものである以上、被告群馬県企業管理者には、必要のない経費負担を禁じた地方財政法4条ないし前記適時政策再評価・反映義務（政策見直し義務）に基づく財務会計上の義務として、細目協定の締結を拒否すべき義務があるから、かかる義務に違反してなされた細目協定に基づく負担金支払債務は違法ないし無効である。

エ また、上記負担金債務が発生するそもそもの原因是、国土交通大臣による本件ハッ場ダム建設計画にあるところ、同建設計画を行うとする政策自体が著しく不合理であることは前記のとおりであるから、同計画を前提とする本件基金協定（及びこれに基づく細目協定）も、著しく不合理なものであって、被告群馬県企業管理者は、かかる協定等に拘束されるものではない。

5 一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金〔請求の趣旨第3項(4)〕について

(1) 群馬県における一般会計から水道事業特別会計への繰出金の支出

ア 平成15年度の繰出金

被告群馬県知事は、本件八ッ場ダム建設事業費用に充てるため、平成16(2004)年3月25日に支出命令を行い、同月31日に一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金合計2億6800万円の支出を行った(乙84)。

イ 平成16年度の繰出金

平成16(2004)年4月1日から同年9月10日までの間、被告群馬県知事による本件繰出金の支出はない。

(2) 群馬県による繰出金の支出が違法であることについて

ア 原告らが違法と主張する財務会計上の行為について

原告らは、本件八ッ場ダム建設事業費用に充てるため、被告群馬県知事が一般会計から水道事業特別会計に対する出資等の繰出を行うために行う支出負担行為、支出命令及び繰出が違法であると主張するものである。

イ 違法の根拠

(ア) 地方公営企業の特別会計の経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入によって賄われるのが原則であり(地方財政法6条、地方公営企業法17条の2第2項。独立採算ないし受益者負担の原則。)、極めて例外的な場合にのみ、その経費を、一般会計からの出資等により負担することが認められているに過ぎない[例外としては、地方公営企業法17条の2第1項に基づき同法施行令8条の5で定められた経費(公共の消防のための消火栓に要する経費等)と、災害復旧等の特別事情がある場合の同法17条の3による補助の場合のみである]。

(イ) たしかに、同法18条1項は、「第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計から特別会計への出資をすることができる」としているが、

かかる出資については、独立採算ないし受益者負担の原則の例外とは認められない（同法17条の2第2項で、同原則の例外とできるのは、同条第1項の経費のみと規定されている。）。

したがって、同法18条1項による出資は、当該地方公営企業の経営に伴う収入によって賄われる経費に充てられなければならない。

(ウ) ところが、群馬県にとっては、前記のとおり、本件ハッ場ダムにより貯留される予定の吾妻川の流水を、利水上利用する必要は全くなく、かかる流水を確保する権利を得ても、この水を売ることにより収入を得る見込みは全くないのであるから、本件ハッ場ダム建設事業のための経費を負担しても、水道事業による収入により賄える見込みは皆無である。

したがって、本件ハッ場ダム建設事業費用に充てるために行われる上記繰出は、地方公営企業法17条の2第2項に違反し、違法である。

第5 本件負担金の違法性についての法律上の根拠

本件財務会計行為の違法性についての原告らの主張は、本準備書面第4に記載のとおりであるが、その法律上の根拠として地方財政法3条2項、4条1項をあげており、これらの規定は法規範性を有しているから本件訴訟の法的根拠となるものである。

1 地方財政法3条2項について

ア 被告らは、同条項は「収入算定に当たっての基本原則を訓示した規定であり」、歳入予算はあくまで収入の見積もりにすぎず、仮に当初の見込みどおりに収入が確保できなくなったとしても、そのこと自体が違法となるものではないと主張して、原告らの主張を非難している（被告準備書面（5）25頁）。

しかし、そもそも、原告らは、本件ハッ場ダム建設事業については、支出に見合う収入を確保できる見込みがないにもかかわらず、同事業のために費用負担を行うことは、同条項に違反するものであると主張しているのである〔訴状23頁〕

(6)]。

したがって、被告らの上記主張は全くの的外れである。

2 地方財政法4条1項について

ア 被告らは、同条項は、「支出の目的それ自体の適否について直接規制するものではなく、所与の目的を前提にしつつ、その目的達成のための支出につき、個々の具体的な事情の下で最も少ない額をもって目的を達成するよう努める義務を課すことにより、予算執行段階における予算執行機関の裁量権を規制するものなのであり」、「本件負担金等の支出は、国土交通大臣からの納付通知等により定められており、被告らには予算執行段階において金額を増減する裁量の余地がないから、同条項違反の事態が生ずることはない」と主張している（被告準備書面（5）23頁）。

イ しかしながら、地方財政法の立法目的は、「地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営・・・に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする」という包括的なものである（同法1条）。

また、同法4条の2（1957年追加）は、

「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」

と規定している。

これらをあわせて解釈すれば、同法4条1項の趣旨を、単年度予算の執行段階での節約を要請するだけのものと矮小化することは到底できない。

なお、「財政」とは「国又は地方公共団体がその存立に必要な財力を取得し、かつ、これを支出、管理する作用の総称」である（内閣法制局法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典（第2版）』p.538）。

ウ さらに、地方財政法4条は、公共事業の必要性をチェックする裁判規範として、最近のものだけでも、以下のとおりの各判決において、現実に機能しているのである。

- ① 2002年6月19日横浜地裁判決（判例地方自治240.55）葉山下水道事件
- ② 2003年1月29日東京高裁判決（未登載）葉山下水道事件の控訴審
- ③ 2003年4月16日さいたま地裁判決（判例地方自治256.22）所沢ゴミ焼却炉事件
- ④ 2004年3月30日神戸地裁判決（判例地方自治260.13）神戸空港事件

エ 以上から、地方財政法4条が、原告らが主張する本件八ッ場ダム建設事業のための公金支出の違法性の根拠となることは、あまりに明らかである。

第6 損害の発生について

以上のとおり、被告らによる財務会計行為は、それに先行する国土交通大臣の納付命令もしくは関係都県の協定が著しく不合理なものであり、その違法性を承継し、地方財政法3条2項、4条1項等に違反する違法なものである。

したがって、このような違法な支出行為により群馬県が財産上の損害を現に受けていること、また、このまま支出行為を続けるとすれば、損害の発生が相当な確実さをもって予測されることは否定しようのないところである。

以 上



平成 16 年（行ウ）第 43 号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外 19 名

被告 群馬県知事外 1 名

請求の趣旨の減縮申立書

2005（平成 17）年 12 月 9 日

前橋地方裁判所民事第 2 部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道
ほか 39 名

第 1 請求の趣旨の縮減

原告らは、本件訴状の請求の趣旨 3 項を次のとおり縮減する。

記

3 被告群馬県知事は、八ッ場ダムに関し、次の負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法 60 条に基づくダム建設事業負担金

(2) 群馬県企業管理者が特定多目的ダム法第 7 条に基づく建設負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

第 2 減縮の理由

1 原告らは、本件訴状の請求の趣旨 3 項において、群馬県知事を被告として、合計 4 項目の負担金および繰出金支出の差止めを求めた。

2 ところが、被告らの準備書面（3）および（4）に基づく主張によれば、本件訴状の請求の趣旨 3 項（2）の水源地域対策特別措置法第 12 条第 1 項第 2 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金および（3）の財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金は、群馬県知事が負担していないとされている。

3 そこで、被告らの上記主張を踏まえて検討した結果、原告らは、本件訴状の請求の趣旨 3 項を上記のとおり 2 項目の支出差止めに減縮する。

以上